

## 第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び向島地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが向島地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

### ① 特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

### ② 特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

#### ① 短期

平成16年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

#### ② 中期

平成16年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

#### ③ 長期

事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、向島地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ向島地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

## 1 向島駅のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者が、向島駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 利用動線

##### (ア) 向島駅におけるエレベーターの設置

長年の課題である向島駅の改札口からホームに至る経路及び改札口から駅前広場に至る経路にエレベーターを設置することを最優先課題として、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

##### (イ) 階段の手すりの改良

改札内の階段の手すりを、公共交通特定事業に位置付けて1段から2段へと改良します。

## イ 情報案内設備

### (7) エスカレーターの上端・下端部への点状ブロックの敷設

向島駅において、エスカレーター乗降部の警告ブロックを、公共交通特定事業計画に位置付けて敷設します。

### (4) ホーム上における電光式の列車案内表示板の設置

ホーム上における電光式列車案内表示板の設置を、公共交通特定事業計画に位置付けて事業実施を図ります。

### (9) 誘導チャイムの設置

ホーム上及び改札口付近における誘導チャイムの設置を、公共交通特定事業計画に位置付けて事業実施を図ります。

### (1) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

向島駅や駅前広場における統一性、連続性のある案内表示の在り方や、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方について、今後、道路管理者などを含めた関係事業者間で連携して検討を進め、事業実施の環境が整ったものから順次整備していきます。

なお、向島駅における電光式列車案内表示板の設置にあわせて、災害などの非常時における緊急情報について、電光表示の内容を検討し対応を図ります。

## ウ 利便設備

### (7) 多機能トイレへの改善

車いす対応型トイレを、公共交通特定事業計画に位置付けてオストメイト対応（人工肛門や人工膀胱を付けた人が器具の洗浄などを行える設備を備えること）とするなど多機能トイレへ改善するとともに、多機能トイレの入口の段差を解消します。

## エ 個別設備

### (7) 新型券売機の導入

券売機の更新時期にあわせて、新型のタッチパネル式の券売機（下部蹴り込み大、音声案内、テンキー設置）を、順次導入していきます。

### (1) 料金表や路線図の在り方の検討

より分かりやすい料金表や路線図の在り方について、案内表示の検討に併せて、関係事業者間で連携し、検討を進めます。

また、点字料金表については、公共交通特定事業計画に位置付けて利用しやすいように改善します。

## オ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

### (7) 公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討

向島駅のホームにおける案内板の設置位置の改善など、提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期に併せてできる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

### (1) 鉄道事業者における全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小など、向島駅以外の駅にも共通の課題となっているものについては、鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。

## (2) バリアフリー化事業計画の概要

向島駅における公共交通特定事業計画の概要を表－８に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表－９に示します。

表－８ 向島駅における公共交通特定事業計画の概要

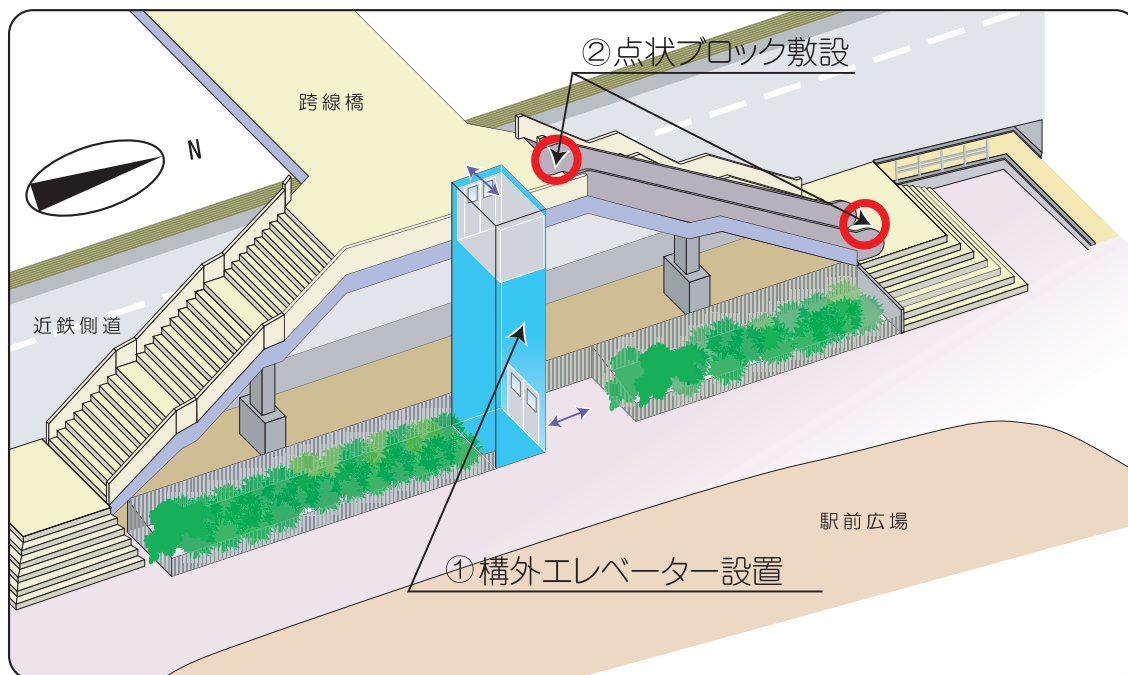
事業内容	目標年次							
	H16	17	18	19	20	21	22	23～
改札口からホームに至るエレベーターの設置（２基）								
改札口から駅前広場に至るエレベーターの設置（１基）								
エスカレーター上端・下端部への点状ブロックの敷設（６箇所）								
誘導チャイムの設置（５箇所）								
多機能トイレへの改善								
ホーム上における電光式の列車案内表示板の設置								
階段の手すりの改良								
点字料金表の改善								

表－９ 向島駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

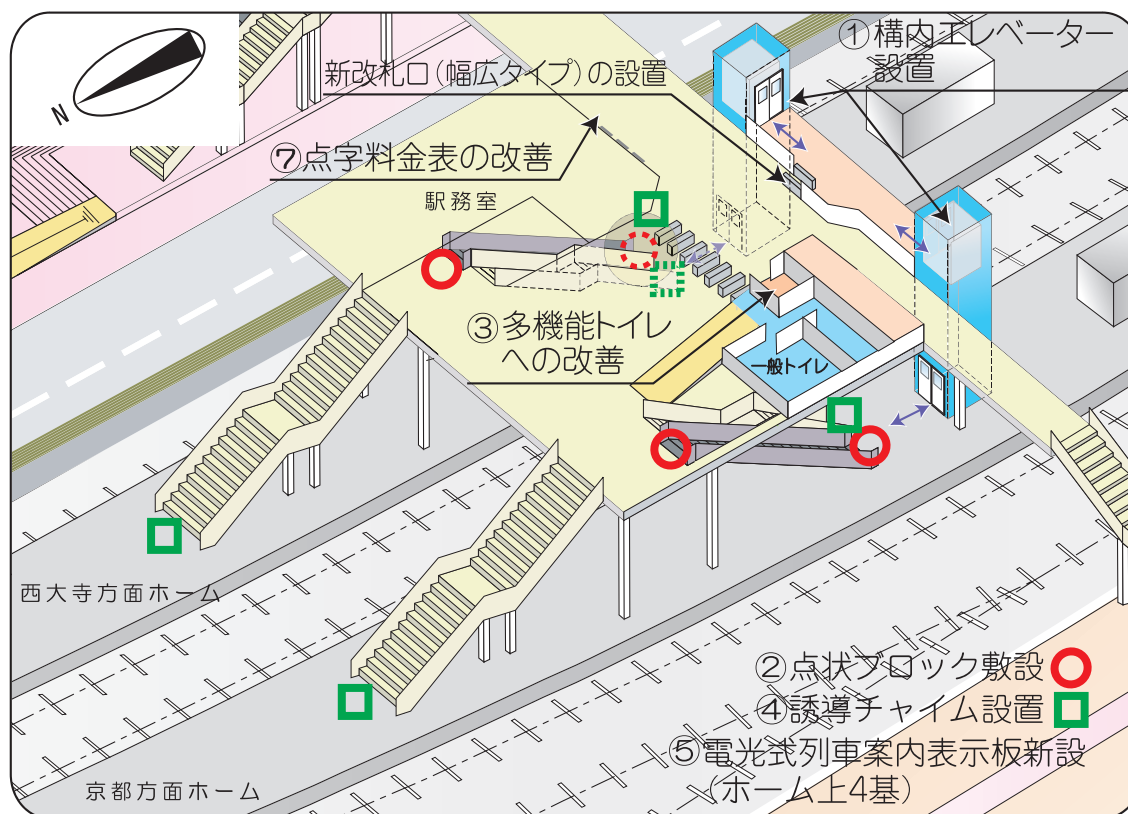
事業内容	目標年次							
	H16	17	18	19	20	21	22	23～
新型券売機の導入								
案内表示や緊急情報表示の在り方の検討								
料金表や路線図の在り方の検討								
公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討								
鉄道事業者における全駅共通の課題の検討								

向島駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図－９に示します。

# 図-9 向島駅のバリアフリー化事業計画（近鉄向島駅）



駅構外改良イメージ図



駅構内改良イメージ図

## 近鉄向島駅の改善計画

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①エレベーター設置<br/>構内エレベーター（2基）<br/>構外エレベーター（1基）</li> <li>②エスカレーター上端・下端部への<br/>点状ブロックの敷設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③多機能トイレへの改善</li> <li>④誘導チャイム新設（5箇所）</li> <li>⑤電光式列車案内表示板新設（4基）</li> <li>⑥階段の手すりの改良</li> <li>⑦点字料金表の改善</li> </ul> |
|---|---|

※上記以外についても今後事業計画の中で改善を検討

## 2 車両のバリアフリー化事業計画の基本的考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、向島駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

### (1) 鉄道車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両を購入するとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

### (2) 路線バス（近鉄バス、京阪宇治バス）

交通バリアフリー法を遵守し、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両とすることにより、順次、バリアフリー化を図っていきます。

## 3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

### (1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

#### ア 特定経路

特定経路（駅前広場を含む）においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

#### イ 特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の向島駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

#### ウ その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成16年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

向島地区における道路特定事業計画の概要を表-10に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-11に示します。

表－１０ 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次							
			H16	17	18	19	20	21	22	23～
特定経路Ⅰ	駅前広場	段差，勾配の改善 点字ブロックの改善								
	向島緯105号線	段差，勾配の改善								
	向島経89号線	段差，勾配の改善								
特定経路Ⅱ	向島緯105号線	段差，勾配の改善								
	向島緯106号線	段差，勾配の改善								
	向島経87号線	段差，勾配の改善								

表－１１ 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次							
			H16	17	18	19	20	21	22	23～
—	重点整備地区内のその他の道路	歩行者優先策の検討								

道路のバリアフリー化事業計画を図－１０に示します。

#### ４ 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

##### （１）事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

##### ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

##### イ 道路標識・標示の改善

横断歩道や一時停止の標識を、超高輝度標識に変更するなどの改善に努めます。

##### ウ 違法駐車対策の推進

歩道，横断歩道，バス停留所などにおける違法駐車への指導・取締りを推進するとともに，関係機関・団体などと連携して，違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

## エ 既に改善した課題・問題点

現地踏査の分科会などで提起された課題・問題点のうち、向島駅前広場の南東角交差点における視覚障害者用付加装置については、平成16年4月に既に設置を行いました。

## オ その他

交通安全特定事業計画は、平成16年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

## (2) バリアフリー化事業計画の概要

向島地区における交通安全特定事業計画の概要を表-12に示します。

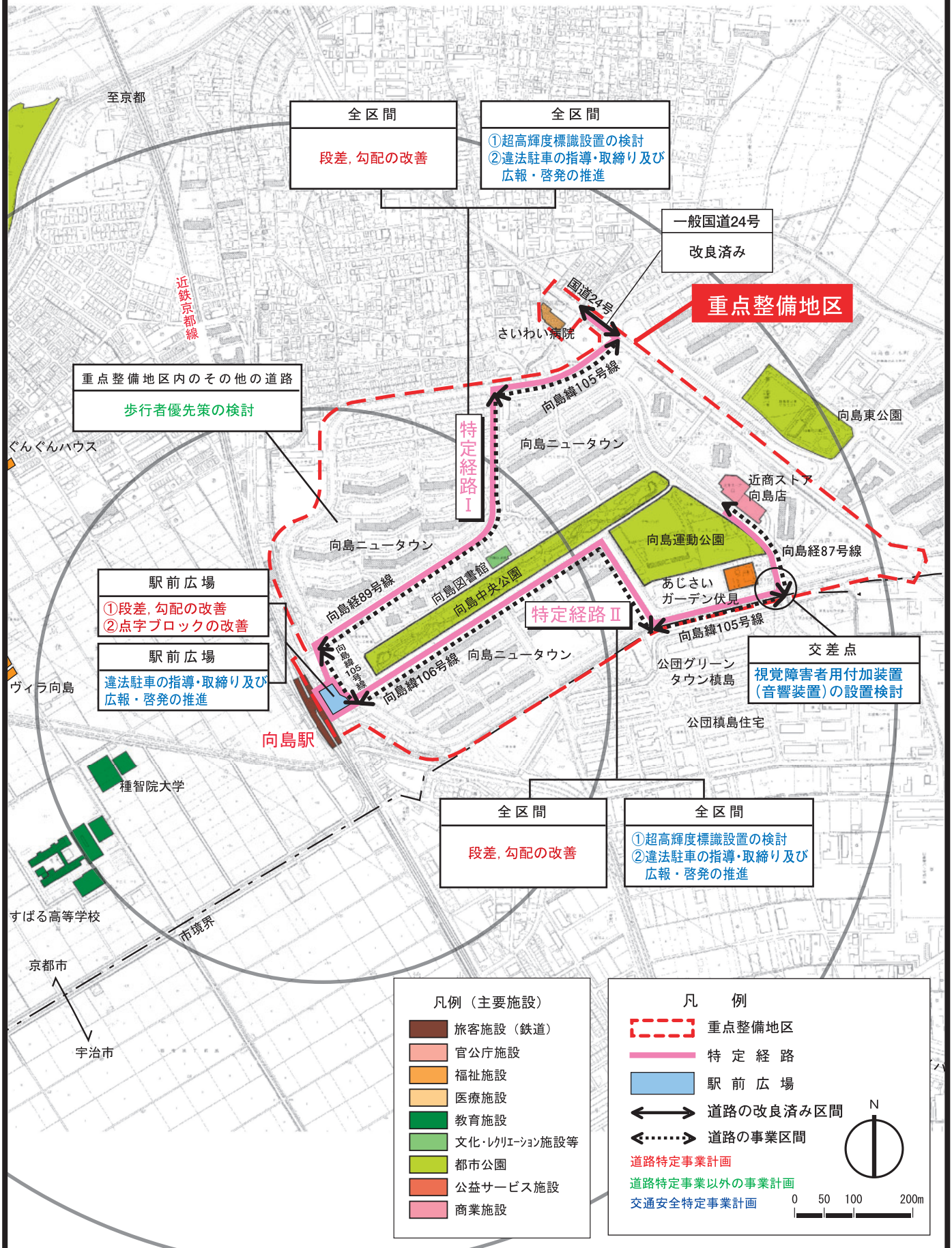
表-12 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次						
			H16	17	18	19	20	21	22
特定経路Ⅰ,Ⅱ	全区間	超高輝度標識設置の検討	▶						
		違法駐車等の指導・取締り及び広報・啓発の推進	▶						
特定経路Ⅱ	向島緯105号線	視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置検討(1箇所)	▶						

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-10に示します。

# 図-10 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画





## 5 ソフト施策及びその他の施策の概要

### (1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表－13に示します。

表－13 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある人の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発、情報提供など
		高齢者や身体に障害のある人とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験、疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような、接客マニュアルによる接客教育
		高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育
介助体験、疑似体験などによる訓練、研修		
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等、高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、自覚と理解を求めするための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供（京都市や公共交通事業者のホームページなど）
		バリアフリーマップの作成・提供（駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など）
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための、電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など 全ての人に分かりやすい、統一性、連続性のある案内情報の提供など

### (2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民及び事業者は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。